

## 合同委員会の運営について

## 1. 議論の経過

## ■課題の提起

- 「合同委員会の副委員長を正式に決めてきた経過はない。事故など対応も含め、正副委員長をしっかりと決めていくようなことが必要なのではないか。」

## ■議論のポイント

- ① 「主たる委員会」はすべての議件を通して考えるべきか？議件ごとに分けるのか？

- (1) 議件ごとに所管委員会を分けることができる場合
- (2) 1つの議件の中に複合的に所管が含まれる場合

※「主たる委員会」は連合審査会における表現

- ① 合同委員会の(正)委員長は誰が担うべきか
- ② 合同委員会の(副)委員長は誰か担うべきか
  - 1) 委員長交代
  - 2) 委員長が欠けたとき
  - 3) 次回開催日程の「委任者」

- ③ 合同委員会の各委員会の「権限」は同一か

## ■結論(7/2 議運)

- ・合同委員会の主たる委員会は、議件の所管の委員会であり、主たる委員会の正副委員長が合同委員会の正副委員長を担うこと。
- ・当然ながら委員会内の合意形成を諮って、両委員長の合意のもとに開催していく。

## ■全員協議会での意見

- ・広瀬議員：議運、全協の意思は分かった。今後これを会議条例の改正、あるいは運用規則で謳っていくのか。連合審査会の記述はあるが、合同委員会の記載はない。できれば今後の記載について、議運で協議願いたい。
- ・梶澤議員：当然中身によってはそういったことも考えてきた。合同委員会では、所管委員会が主たる委員会という合意は取れた。現状では、その確認ができたことから、連合審査会に準じるということで良いかと考える。
- ・広瀬議員：改正に向けて議論するのか、準じることで良いのか、再度、議運で協議いただくことでよいのか。
- ・梶澤議員：本日の意見を踏まえて、議運で協議をしていきたい。

## 2. 例規等改正について

### ■委員会の権限(法第 109 条)

調査権

審査権

検査権

#### ○常任委員会の権限

##### ①調査権

- (1)所管事務調査
- (2)議会からの付託による法第 100 条に基づく調査

##### ②審査権

- ・議会の予備的審査機関として、議案、請願等を審査する権限

#### ○議会運営委員会の権限

##### ①調査権

- ・議会の運営に関する事項
- ・議会の会議規則、委員会条例改正等に関する事項
- ・議長の諮問に関する事項

##### ②審査権

- ・議会運営に関する議案(議会自体に直接関係ある意見書・決議、専決処分事項指定)
- ・議会運営に関連する請願・陳情、会議規則、委員会条例改正の発議案が議会に提出された場合の審査

#### ○特別委員会の権限

##### ①調査権

- ・議会の議決によって付託された特定の事件の調査
- ・法第100条の調査権の負託にもとづく調査

##### ②審査権

- ・議会の議決によって付託された特定の事件の審査

##### ③検査権

- ・法第98条の検査権の負託に基づく検査

#### ◆**連合審査会とは**◆

事件の付託を受けた委員会が、他の関連する委員会と合同で審査し、又は調査するために開く会議。事件の内容が他の委員会の所管事項に関連する場合には、必要により他の委員会と協議して、主たる委員会の審査又は調査の手続きの一部に他の委員会の委員も参加させて連合して審査するために開くことができる。

## ■現行の例規

### ▼芽室町議会会議条例

(連合審査会及び合同委員会)

第 73 条 委員会は、付託議案等の審査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

2 委員会は、調査のため必要があると認められるときは、他の委員会と協議して合同委員会を開くことができる。

(連合審査会等の運営)

第 74 条 連合審査会及び合同委員会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

### ▼芽室町議会会議条例等運用規則

(連合審査会)

第 31 条 連合審査会の議事は、付託された審査事件における主たる委員会の委員長が主宰する。

2 連合審査会を開く旨の議長への通知は、関係委員長の連名で行う。

3 連合審査会の開催通知は、関係委員長の連名で行う。

4 連合審査会に付託した事件の表決は、審査における主たる委員会において行う。

5 合同委員会を開催する場合は、前項までの規定を準用する。

「付託」とは－議会の議決を要する事件について議会の議決に先立って詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会、議会運営委員会または特別委員会に審査を委託すること。地方自治法では「付議」という用語で表している。

「調査」事件は－議会からの付託による法第 100 条に基づく調査の他、法第 109 条に基づく、自立的・自発的な所管事務調査が多い。

## ■議論のポイント

○運用規則第31条は、「付託された審査事件」における規定であり「自発的な調査事件」について規定を準用することに問題はないか。 →問題ありなら規則改正

○会議条例第73条第2項では「調査のため」と合同委員会の開催の目的を規定していることから、運用規則第31条の連合審査会における「付託された審査事件」を「調査事件」と読み替え(解釈)可能か。 →解釈可能なら規則改正無し